

6. 第4次宜野湾市障がい者基本計画の施策体系

基本方針1 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

2) 権利擁護・虐待防止の推進

(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実

1) 妊婦並びに乳幼児等の健康づくり推進

2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進

3) 精神保健福祉の推進

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

1) 情報提供的充実

2) 意思疎通支援の充実

(4) 社会参加のための環境づくり推進

1) バリアフリーの推進

2) 外出・移動支援の推進



基本方針2 障がい者の自立支援に取り組むまち

(1) 療育・保育・教育支援の充実

1) 療育・保育体制の充実

2) 特別支援教育の充実

(インクルーシブ教育システムの推進)

(3) 就労及び自主活動支援の充実

1) 就労支援の推進

2) 学習・余暇活動の推進（自主活動の推進）

(2) 生活支援の充実

1) 住まいの整備・確保等推進

2) 障害福祉サービス等の充実

3) 障がい児支援の充実

4) 生活安定のための支援の推進

5) その他生活支援の推進

基本方針3 チュイシージーの地域づくりを進めるまち

(1) 共生社会（インクルーシブ社会）づくりの推進

1) 障がい及び障がい者理解の促進

2) 支え合えるまちづくりの推進

(2) 防災・消費者被害対策の推進

1) 防災対策の推進

2) 消費者被害保護対策の推進

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

インクルーシブ

インクルーシブは、エクスクルージョン（排除的、排他的）の反対語で、社会的包含、包み込むということを意味し、社会的に弱い立場にある人々を排除するのではなく社会の一員として包み、支え合うという社会政策の理念を表します。